

「滝川市特別職報酬等審議会」とは

「滝川市特別職報酬等審議会条例」に基づき設置されています。

- 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議する。
- 市長は、議員報酬の額、政務調査費の額、市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聞くものとする。
- 審議会は、必要に応じ市長に具申することができる。

委員の皆様には、

- ① 滝川市議会議員の議員報酬
- ② 滝川市議会議員に対する政務調査費
- ③ 滝川市長、副市長及び教育長の給料

に関して、改正条例を滝川市議会に提出しようとするときに、ご審議いただくこととなります。

注) ただし、条例本則に定める額を改正する場合に限ります。